

**市場検証委員会（第2回）
NTTデータグループ完全子会社化に係る
公正競争上の課題について
ヒアリング発表資料**

2025年8月5日

楽天モバイル株式会社

- 1. NTTデータグループの完全子会社化に関する見解**
- 2. 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価に関する要望**

1. NTTデータグループの完全子会社化に関する見解

2. 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価に関する要望

改正NTT法において、公平・公正な競争の確保や「特別な資産」の適切な管理が法的に担保されたことには大いに賛同 今後も時代に即した見直しによるNTT法の維持は必要不可欠

主な改正内容 (2025年5月)

	改正前	改正後	
1	公正競争の確保	県域業務規制により、業務範囲を県内通話に限定	他事業者との公平・公正な競争を制度的に保証
2	通信インフラの維持・確保	線路敷設基盤の譲渡等は認可対象外	「特別な資産」の適切な管理が規定
3	事後検証の実施	規制の遵守状況や競争状況の事後検証制度の未整備 (市場検証会議は継続的に実施)	継続的にモニタリングする体制を整備

NTTデータグループの完全子会社化については、 NTTグループがグローバル戦略を機動的に推進し、 成長を加速する目的と認識

NTTデータグループ完全子会社化の目的



◆ NTTデータグループ完全子会社化の目的

- ✓ 意思決定プロセスの一元化により、NTTデータグループがNTTグループのグローバル・ソリューション事業における中心的な役割を担う体制を構築
- ✓ 急速な環境変化に対応した機動的な成長投資により、NTTデータグループの成長を通じたNTTグループ全体の成長をさらに加速

© NTT, Inc. 2025

4

出典：2025/7/23 NTT株式会社『NTTデータグループの完全子会社化について』
(https://www.soumu.go.jp/main_content/001021643.pdf)

NTTは、NWサービスのコモディティ化等を踏まえ、 NTTデータに電気通信市場に対する影響力はない との認識を示している

電気通信市場の公正競争に与える影響に関する当社の考え

- すでに過半数の株式を保有していたNTTデータグループの完全子会社化が直接、公正競争に与える影響はないと認識（参考1）
- 分社時に公表した「公正競争条件への配慮事項」について、必要な項目はすべて法定化等の整備が進んでおり、それらの公正競争条件を遵守していく（参考2）
- ソリューション市場において、NTTデータのシェアは11%と市場支配的地位になく、またNWサービスのコモディティ化が進む中、SIerは顧客ニーズに応じて複数のキャリア・サービスから都度最適なものを選択する必要があることから、NTTデータに電気通信市場に対する影響力はないと認識（参考3）

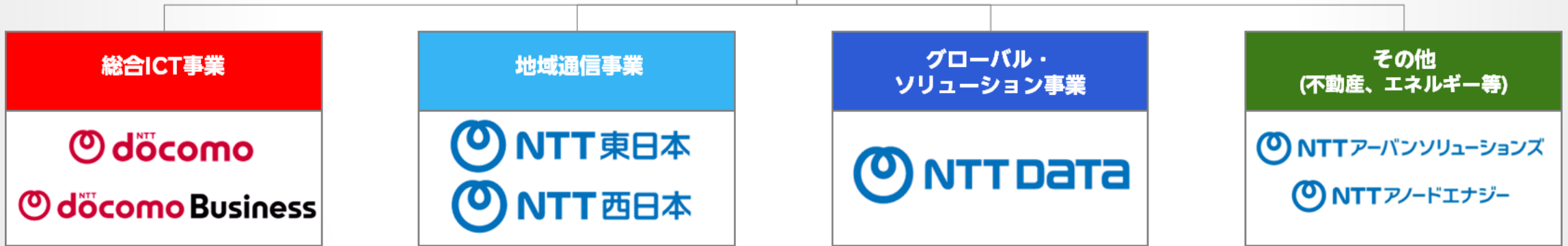
ルール整備が進んだことやソリューション市場の特性を踏まえれば、今回の完全子会社化が電気通信市場の公正競争に与える影響はないと考える

© NTT, Inc. 2025

6

出典：2025/7/23 NTT株式会社『NTTデータグループの完全子会社化について』
(https://www.soumu.go.jp/main_content/001021643.pdf)

**NWサービス (通信サービス)がコモディティ化しつつあるからこそ、
顧客が実質的にNTTグループ内のサービスに誘導され、
結果として健全な競争環境を歪める恐れがあるのではないか**

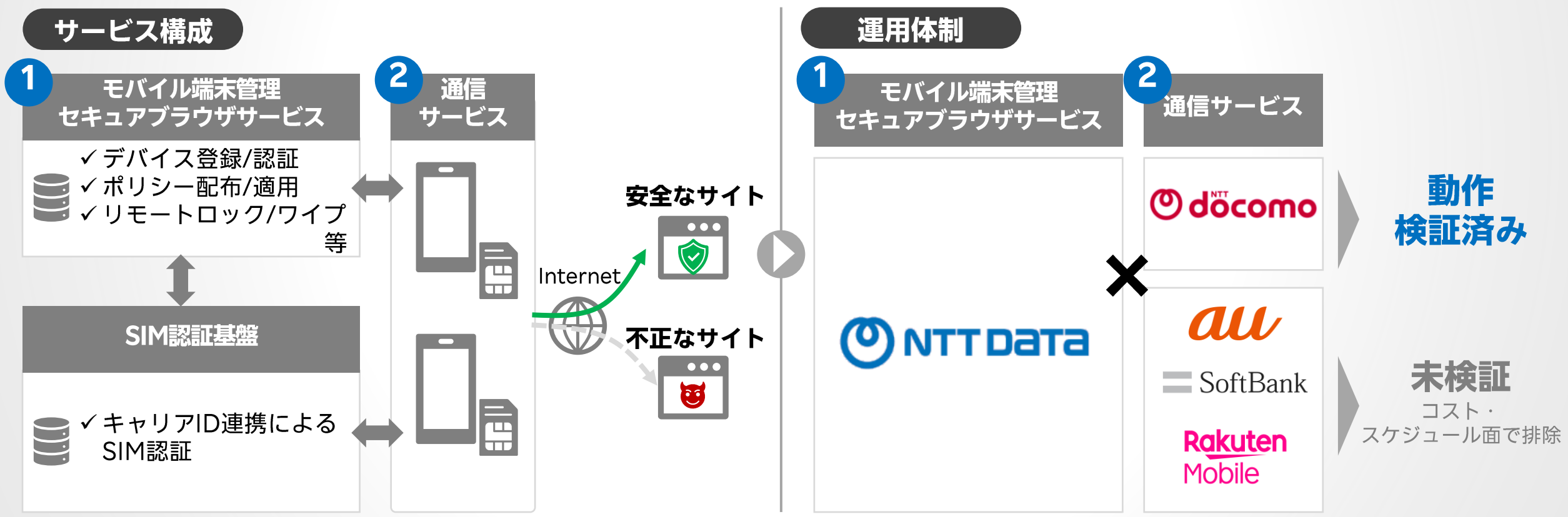


(2025/7 NTT株式会社『IRプレゼンテーション』を基に当社作成)

想定例①：NTTデータが主体となるサービス

大企業・官公庁向けに、キャリアID連携によるSIM認証基盤を前提とした「モバイル端末管理 (MDM)+セキュアブラウザサービス」を提案。NTTドコモのみ動作検証済とすることで、コスト・スケジュール面で他キャリアを排除

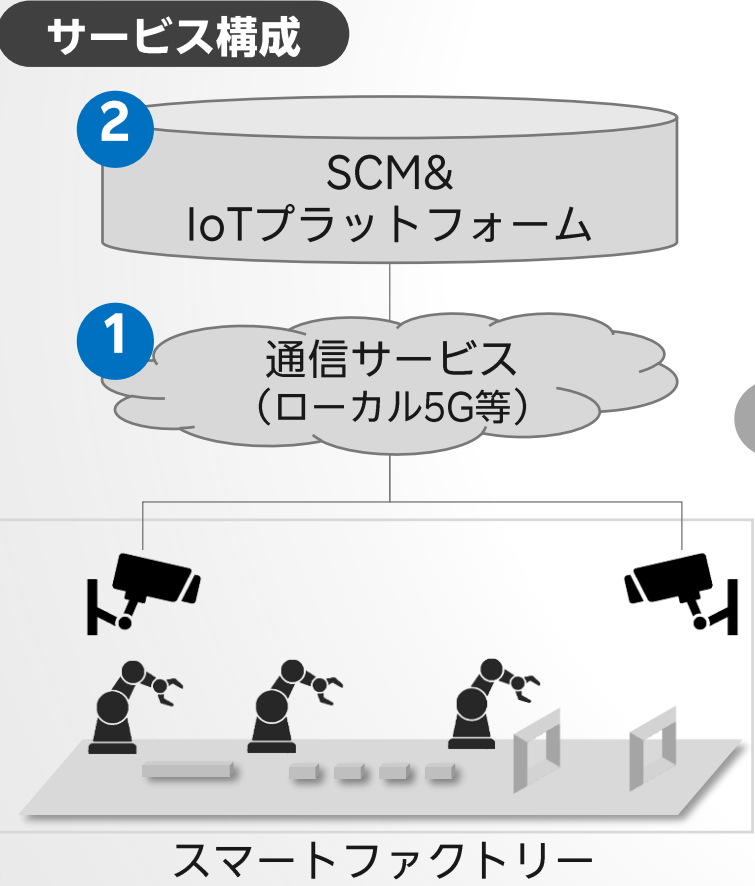
モバイル端末管理 (MDM) + セキュアブラウザサービス  × 



想定例②：NTT東日本が主体となるサービス

スマートファクトリー導入プランとして「ローカル5G+AI画像解析+IoT統合監視」を提供。通信サービスとNTTデータ製SCM&IoT PFサービスとを一体提案して保守SLAを保証。その一方で他社製品との組合せでは保守SLAを“ベストエフォート”扱いとする

5G+AI画像解析+IoT統合監視



**NTTデータグループの完全子会社化により、
NTTグループが自グループのサービスを優遇し、
健全な競争環境を歪める恐れがないか
調査・検討いただきたい**

1. NTTデータグループの完全子会社化に関する見解

2. 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価に関する要望

「競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」では以下が示された

- ・ NTTグループにおいて組織再編が発生する場合、公正競争に与える影響及びその対応を都度検討すること
- ・ 「NTT東西の分離の在り方」について、調査結果に基づき評価を行うこと

電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）（抜粋）

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

（３）法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

③NTT グループの組織再編に係る対応等

旧 NTT（NTT 持株・NTT 東西）と旧 NTT からの分離会社との間及び株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）とその特定関係法人（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）との間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）が発生する場合には、必要に応じて、組織再編の内容について NTT グループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があると認める場合は、組織再編の影響等の説明を NTT グループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。

検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する。

5 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

本方針 3 及び 4 の調査の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行う。

その際、電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTT グループに対する累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う。

また、最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされた NTT 東西の分離の在り方、NTT 持株による事業の実施の在り方、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方等の各項目の検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う。

「特別な資産」の管理を担うNTT東西の合併が示唆されている

NTTによる第2回公正競争WG説明資料 (2024年2月)

「その実現に向け、電気通信市場における公正競争に大きな影響を与えない範囲で、テクノロジーの変化に伴う機動的な資産の効率化・投資、**効率化追求のための東西統合**、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保し、NTT東西をよりサステナブルな企業へと変革させていきたい」

4. 将来にわたる安定的なネットワーク基盤の提供に向けて

- NTT東西は、日本の情報通信インフラを支えていく会社として、将来にわたって安定的にその責任を果たしていくことが重要。
- 固定電話の赤字が拡大し、光の純増が純化する中、さらなる抜本的なコスト改革や新たな成長を実現し、安定的なネットワーク基盤の運営だけでなく、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要。
- その実現に向け、電気通信市場における公正競争に大きな影響を与えない範囲で、**テクノロジーの変化に伴う機動的な資産の効率化・投資、効率化追求のための東西統合、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保し、NTT東西をよりサステナブルな企業へと変革させていきたい。**

Copyright 2024 NTT CORPORATION

6

NTT東日本社長の発言 (2024年12月)



NTT東日本 澁谷直樹社長への
共同通信によるインタビュー

- **NTT東日本とNTT西日本を合併することによる利点が多く、統合に向け急がずしっかり議論していただきたい**
- **東西の統合によって通信設備のバックアップ体制も効率化できると主張**
- **顧客の利益になる分野は協業を認めることで、より日本のインフラを支えられるようになる**

出典：2024/12/17 サンケイスポーツ『NTT東日本・澁谷社長、NTT西と合併すれば「より日本のインフラを支えられるようになる」』
(<https://www.sanspo.com/article/20241217-3MLAGLO2O5JRHIOESQ5Y5R7OXY/>)

NTTグループの再編（=大NTT化）により公平・公正な競争環境が損なわれる恐れがあるのではないか

公平・公正な競争環境の毀損等の例

NTT東西の分離で実現してきた 公平・公正な競争環境の毀損

<NTT東西の分離の趣旨(1999年)>

直接競争

両社が相互参入し得る
市場構造により地域における
独占性の弊害を抑止



間接競争

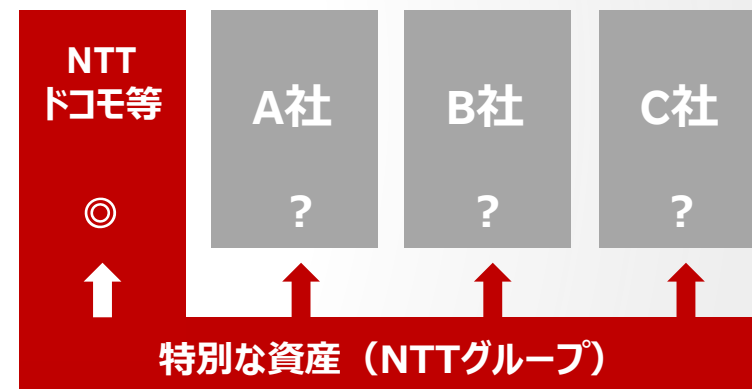
両社のコスト構造や収益構造の
比較検証等(ヤードスティック競争)
による**非効率性の排除**

出典：2024年3月28日 第4回 公正競争ワーキンググループ資料
「NTT東西等の業務の在り方」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000938646.pdf

「特別な資産」の海外資本への 売却・流出



「特別な資産」の独占利用及び 他事業者への不公平な提供



組織再編が公正競争に与える影響について以下調査・検討いただきたい

調査・検討いただきたい項目の例①

**NTTグループ内の合併により、
公平・公正な競争環境が損なわれる恐れがないか**



(2025/7 NTT株式会社『IRプレゼンテーション』を基に当社作成)

(合併例)

- NTT東 × NTT西
- NTT東 × NTTデータ
- NTT西 × NTTデータ
- NTTドコモ × NTTデータ … 等

調査・検討いただきたい項目の例②

線路敷設基盤 (電柱・管路等)の譲渡は認可対象となったが、
「特別な資産」の海外資本への売却・流出といった抜け穴がないかを含め、
その運用状況に対するモニタリングの仕組みを整備すべきか

土地	局舎	とう道	管路	電柱	光ファイバー
約17.3 km ²	約7,000 棟	約650 km	約60万 km	約1,190万 本	約110万 km
東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を 上回る	東京の地下鉄 総延長の 約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの 距離 約3倍
光ファイバーや 各種通信設備を集約		基地局と各種通信設備を繋ぐ光ファイバーを敷設 するのに不可欠な線路敷設基盤			

(2023年10月時点)

調査・検討いただきたい項目の例③

「特別な資産」を活用するNTTグループ内の電気通信事業者が、 特定関係事業者(電気通信事業法第31条第1項)として 指定対象とされていないことが適当か

1 電気通信事業法第31条に基づく規律についての基本的考え方

第一種指定電気通信事業者の役員が、その子会社等であって特定の密接な関係にある電気通信事業者(特定関係事業者)の役員を兼任することは公正競争上の弊害の構造的温床となりやすく、第一種指定電気通信事業者が、その特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱い等をした場合には、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きく看過し得ない。

そこで、電気通信事業法第31条において、第一種指定電気通信事業者に対し、その特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないこと、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務(第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、業務の受託等)に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないことを義務づけている(特定関係事業者制度)。

出典：総務省「電気通信事業法第31条第1項の規定に基づく特定関係事業者の指定」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000774628.pdf)

公正競争上の弊害や、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害を阻止

調査・検討いただきたい項目の例④

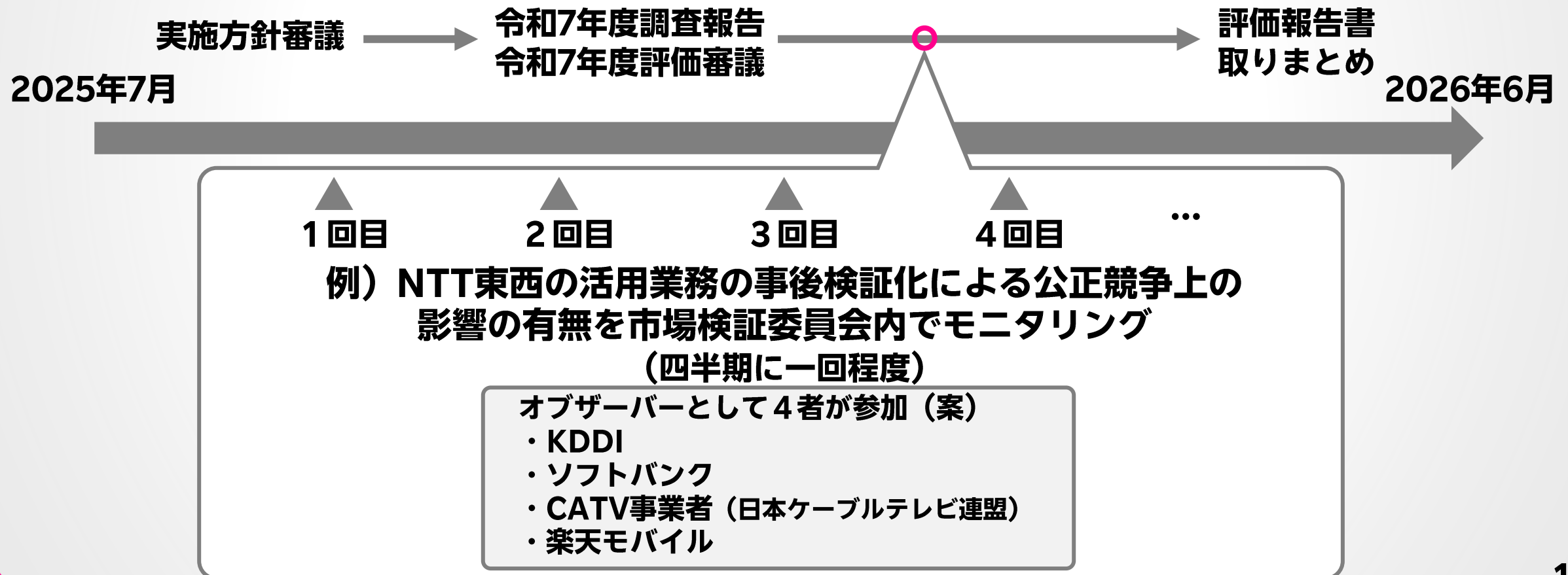
電気通信事業法における合併等審査について、
株式取得（完全子会社化等の資本構成の変更を含む）が
審査対象となっていないことは適当か

合併等の対象	行為	審査対象
グループ外の大規模事業者	合併	○
	分割	○
	事業譲渡	○
	株式取得	○
グループ内の大規模事業者	合併	○ (改正電通法)
	分割	○ (改正電通法)
	事業譲渡	○ (改正電通法)
	株式取得	×

→ 審査対象とすべき

毎年実施する規律の遵守状況等の事後検証の枠組みに加えて、
改正NTT法による規制緩和等の影響につき、
当面の間は、**NTTグループに対し定期的なモニタリングを要望**

モニタリングのイメージ

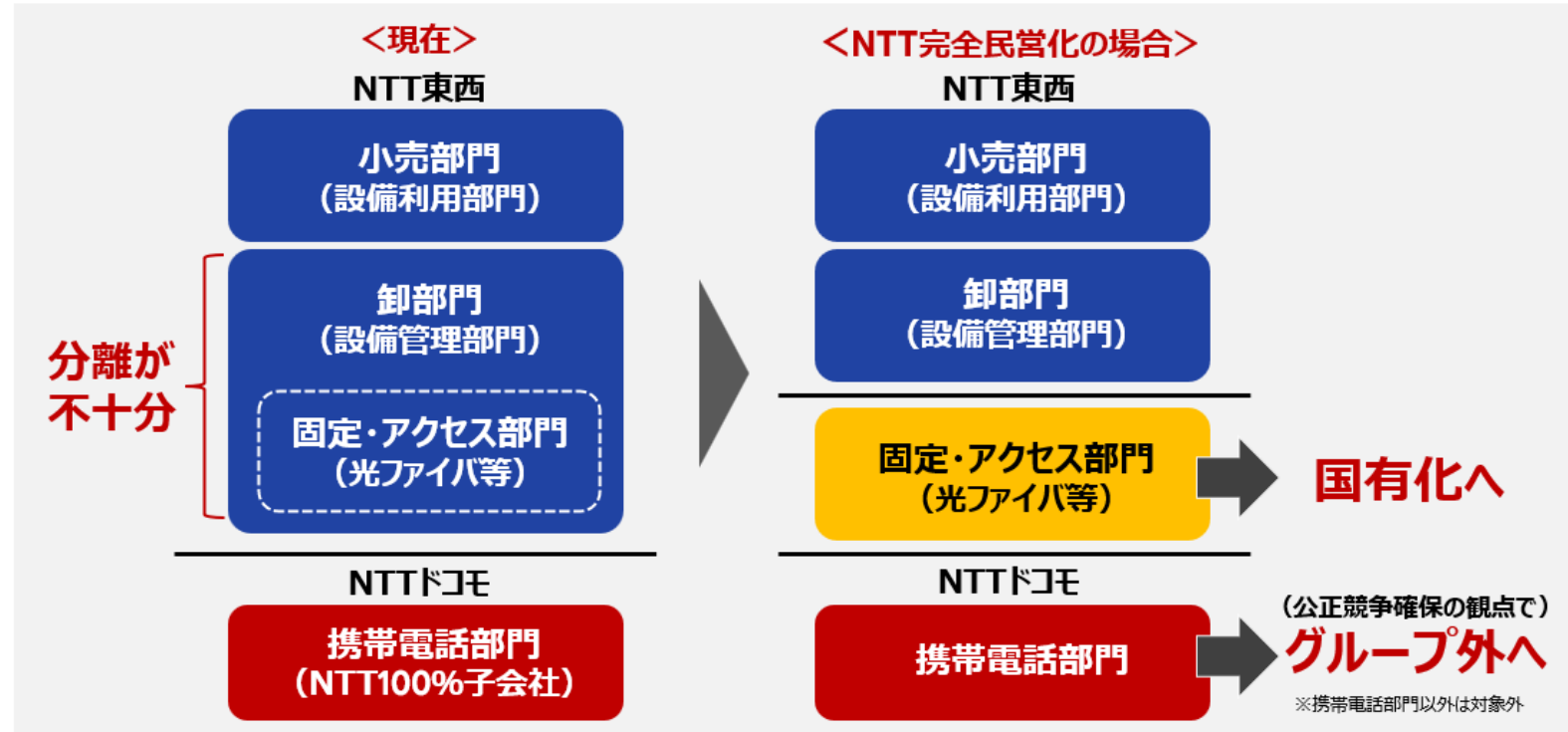


公平・公正な競争環境が損なわれる恐れがある場合には、 「特別な資産」の適切な管理の在り方についても検討する必要

(再掲) 第2回 通信政策特別委員会 当社発表資料 (2023年9月12日)

NTT完全民営化における条件：NTTの再度分割

公正競争を維持するため、NTTから固定・アクセス部門／携帯電話部門を分離



(参考) 海外事例

海外では、公平・公正な競争環境の確保を目的に
「固定・アクセス部門」を資本分離する事例がみられる

機能・資本分離状況	イメージ	事例
- 固定・アクセス部門と他部門(営業部門等)に分割 - 間にファイアウォールを敷く		 NTT (日本)
固定・アクセス部門をグループ内の別会社に分離		 Openreach (イギリス)
固定・アクセス部門を資本関係のないグループ外の別会社に分離し、独立経営化		 Chorus (ニュージーランド) NetLink Trust (シンガポール)
固定・アクセス部門を資本関係のないグループ外の別会社に分離し、国有化		 NBN (オーストラリア)

より厳格に分離

**NTTグループの再編（=大NTT化）により
公平・公正な競争環境が損なわれる恐れがないか
調査・検討いただきたい**

Rakuten Mobile